

掛川市規則第7号

掛川市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市公印規則の一部を改正する規則

掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の表総合病院印の項を削り、同表2の表総合病院長印の項、総合病院長職務代理者印の項、総合病院事務局長印の項及び総合病院課長印の項を削り、同表3の表専用掛川市立総合病院企業出納員印の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。